

## 文部省の教科書調査と漢文教科書

——『調査済教科書表』を中心に——

木村 淳

### はじめに

文部省の定めた教授要綱に基づいて数種の古典から抜粋して編まれた漢文教科書は、明治十年代に世に出た。それ以来様々な模索が続けられて今日に至っている。文部省による教科書の調査や検定は、漢文教科書の編集をどのように左右してきたのだろうか。

筆者は先に明治二十年代の漢文教科書をもとに、教科書検定において不合格とされた教科書や、不適切と見なされた教材の問題点について論じた。<sup>1)</sup> 小論では、検定制度開始以前の文部省による教科書調査と漢文教科書の教材構成との関係について考察を試みるものである。

明治初期、教科書は自由発行・自由採択制であったが、劣悪な教科書を取り締まり、かつ自由民権運動への対策として思想統制を行なうために、文部省は教科書行政について干渉を強めた。自由発行から教科書を届け出る開申制度（明治十三年）、認可を受ける認可制度（明治十六年）へと移り変わり、検定制（明治十九年）が実施された。さらに、小学校の教

科書は教科書採択の際の取賄事件への対処等から、明治三十六年より国定制度の下で編集・出版が始まった。

教科書の内容面の統制については、明治十三年の五月と九月に文部省は教科書の調査を実施し、各府県に使用禁止の教科書名を通達した。この後、調査結果は『調査済教科書表』として、明治十三年十二月より明治十八年二月まで配布された。小学校教科書と中学校及師範学校教科書の二種があり、「教科書ニ採用シテ苦シカラサル分」「口授ノ用書ニ限り採用シテ苦シカラサル分」「教科書并口授ノ用書ニ採用スヘカラサル分」という見出しのもとに教科書名を記し、その適否が示されている。

漢文の学習が明治十年代に再び重視されたことも思想統制の一環であろう。明治十二年には元田永孚による「教学聖旨」において、仁義忠孝の教育方針が強く打ち出された。そして、明治十三年の教育法令の改正では、今まで全教科の最後にあつた修身科がすべての教科のトップに置かれた（「教育令改正」太政官布告第五十九号、明治十三年十二月二十八日）。こうして漢文は儒教道德の教育の一翼を担うことが期待されて学校教育の場に登場したのである。

小学校では明治十四年五月四日公布の「小学校教則綱領」（文部省達第十二号）から、明治十九年五月二十五日公布の「小学校ノ学科及其程度」（文部省令第八号）まで、読書科の指導内容である「読方」において漢文の学習が盛り込まれた。「小学校教則綱領」で定められた学習期間は、中等科第五学年後期から高等科第八学年までの約五年間、年齢で言えば九歳から十四歳位である。

中・師範学校では読書科で漢文も扱っていたが、中学校では、明治十四年七月二十九日公布の「中学校教則大綱」（文部省達第二十八号）に和漢文科が設けられ、「学制」後初めて漢文の名が教科として現れた。中学校は小学校中等科以上を卒業していることが入学資格であり、初等科四年・高等科二年の計六年間、年齢で言えば十二歳から十八歳位である。師範学校では、明治十九年五月二十六日公布の「尋常師範学校ノ学科及其程度」（文部省令第九号）に漢文科が設けられた。各種師範学校で入学時期や修業年数が異なるが、十五歳から二十一歳位までの間に一―五年ほど漢文を学んでいたことになる。

小・中・師範学校の漢文学習で使用する教科書の選択に際し、明治十三年から十八年までの間において、強い影響力を持っていたのが『調査済教科書表』である<sup>(2)</sup>。

『調査済教科書表』のこれまでの研究では、修身・生理書・家政書<sup>(3)</sup>・算術<sup>(4)</sup>・歴史等<sup>(5)</sup>の教科書において、統制の実態が明らかにされているが、漢文においてはあまり言及されてこなかった。『調査済教科書表』の研究上の課題や手法について提言を行った中村紀久二氏は、初め不採用とされ、後に改正されて採用になった教科書について、改正前と改正後の比較検討を研究方法の一つに挙げている。その対象となりうる教科書のなかに、石川鴻斎批撰『日本文章軌範』の名が見える<sup>(6)</sup>。この指摘をふまえ、小論ではその初版と再版との比較を行う。

『調査済教科書表』中の読書科・作文科で用いられた漢文の教科書で、他に問題視されたものには、「採用スヘカラサル分」とされた月性編『今世名家文鈔』と、条件付きで採用が認められた瀧川昇編纂、石川鴻斎序閲『纂註和漢文格評林』がある。『日本文章軌範』とこの二点をもとに、他の教科で説明された『調査済教科書表』の判断基準をふまえながら、漢文教科書における不採用の理由、削除箇所の内容について考察を加えたい。

さらに、『調査済教科書表』当時において削除された教材の明治二十年以降の採録状況を調査した。後の時期の扱われ方を見ることで、明治十年代における教科書調査の判断基準がより明らかになると期待できるためである。期間は明治初期から昭和五年までとした。これは現在の筆者の関心が、明治・大正期の漢文教育にあるため、昭和六年一月十日公布の「中学校令施行規則中改正」(文部省令第二号)以前で一区切りとした。この期間の小・中学校の漢文用、和漢文兼用・国語漢文科用の複数の古典より抜粋した教科書、合計三三四種・一五九八冊(このうち採用が認められたのは一四二種・七五〇冊)を調査した。複数の版がある教科書については、初版と認可を受けた版とは必ず含め、改訂版については教材の異なる版のみを対象とした。また、全巻揃いのものばかりではなく、端本も含めた。

調査対象の教科書は、二松学舎大学21世紀COEプログラム事務局(現日本漢文教育研究プログラム)で調査・収集した

ものを初めとして、国立教育政策研究所教育情報センター教育図書館・東書文庫・国会図書館・筑波大学附属図書館所蔵のものを使用し、上記機関にない場合に限り架蔵の教科書を用いた。

### 一 『日本文章軌範』の問題点

数種の古典から採録した新しいタイプの教科書が現れたのは明治十年代であると先に述べたが、この時期は頭注等をつけた古典を用いるのが主流であった。その他には『小学』『蒙求』等の古典を模したもの、記・伝といった文体別による編集方法を取ったものなど、従来の古典の文集に近い編集法を取った教科書がある。まだこの時期は中学校等では漢文の作文が課されていたため、文体別による編集方法も多く行われていた。<sup>7)</sup>

石川鴻斎批撰『日本文章軌範』は、その名の通り『文章軌範』にならった従来の編集方法によるテキストである。<sup>8)</sup>ただし、学校教育の場でのみ使われることを想定して編まれてはいない。巻数と収録作品数は『文章軌範』に合わせて全七巻・六十九篇とし、さらに『文章軌範』が唐宋の古文を主に採ったように、石川鴻斎も近い時代の寛政年間以降の江戸の文章を採った。統編の『統日本文章軌範』(稲田佐吉、明治十五年十一月)では、それより古い寛平・延喜期と、維新以後の文を取めたのも、『統文章軌範』が先秦から明代までの作を採ったのに合わせている。龍頭には石川鴻斎の評語があり、作品の最後に編者と交流のあった黄遵憲・沈文熒等の清国公使館の公使達や藤森弘庵等の日本の文人による評が附されている。

初版の『日本文章軌範』七巻三冊(稲田佐吉、明治十二年六月)は、『調査済教科書表』では小学校(第十二号、明治十五年五月三十日)、中学校及師範学校(第二号、明治十六年二月二十八日)ともに、第一・三冊が「教科書ニ採用シテ苦シカラサル分」と使用が認められたが、第二冊は「教科書並ニ口授ノ用書ニ採用スヘカラサル分」とされた。<sup>10)</sup>改訂を加えた『再刻日本文章軌範正編』七巻三冊(稲田佐吉、明治十五年一月再刻)は、小学校教科書(第十七号、明治十六年十一月)

と中学校及師範学校教科書（第四号、明治十六年十二月）において全三冊が認可された。<sup>①</sup>

初版と再刻とを比較すると、初版第二冊の頼山陽「百合伝」・安井息軒「義人纂書序」が再版では頼山陽「高山彦九郎伝」・安井息軒「送釈文亮序」に入れ替わり、第三冊の林鶴梁「烈士喜劍碑」が斎藤拙堂「桂叢居士碑伝」に変更された。第二冊は教材の入れ替えの他には、文字や訓点など明らかに誤字と思われる箇所であっても訂正した形跡は見あたらない。やはり問題は削除された作品の内容自体にあることが分かる。

まず、頼山陽「百合伝」の問題点を検討していきたい（原文は〈資料一〉を参照のこと）。この作品は、京都の祇園で茶店を営み、歌人としても知られていた梶の養女百合の伝である。この一篇によって百合という女性の名が世に広められたという。生涯の一般的な叙述ではなく、伝え聞いたいくつかの逸話によって百合という人物を描き出している。その逸話の一つに、当時まだ無名であった池大雅の人物を見抜き、娘の町（玉蘭）の伴侶として選んだ一段がある。その見識の高さを頼山陽は作品最後の賛にて称賛している。編者である石川鴻斎にとっては、百合のような優れた人物を扱い、なおかつ名文でもあるこの作品は教材として格好の材料であった。しかし、削除された所からすると、文部省の調査結果では不適切だと判断されたようである。

削除理由解明の手段には、中村紀久二氏が示唆しているように『文部省示諭』が手掛かりとなる。明治十五年十一月二十一日から十二月五日までのおよそ二十五日間にわたって、文部省は全国の各府県の学務課長や学校長を東京に召集して学事諮問会を開催し、文部省の基本方針を説明した。その内容を記録して配布をしたのが『文部省示諭』であり、「学校等設置廃止」「教則」「学校長教員及学校設立者」「生徒」「専門教育」等の十三の項目から構成されている。

小論との関係で言えば、「教科用図書及器械」の「選択及検査等」に記された、府県で教科書を選択する際の注意事項に注目したい。「選択及検査等」では、まず教科書の改良に関して文部省が行ってきた教科書調査や法整備のこれまでの経緯や現況、今後の計画が説明される。『調査済教科書表』については、弊害がないことを示すのみで必ずしも良質な教科書は

かりを掲載していないこと、緊急を要する小学校の教科書から着手したために、中学校や師範学校用教科書には十分に対応していないこと等の問題点を挙げている。教科書の質を高めるには現在の『調査済教科書表』による検査では限界があるため、将来的に教科書の検定を実施する考えであるが、まだ実施に至らないとして、当面遵守すべき小学校教科書の検査基準の概要を説明する。最も重視され他教科の教科書調査の指針でもあった修身科から説明が始まり、ついで各教科の注意事項が示される。

全教科に関わる内容の一つに、「異常ノ文字卑陋ノ語多ク行文拙クシテ解シ難キモノ」等の文章表現に関わる禁止条項もある。読書科・作文科には特に「読書科ニ於テハ主トシテ文章ノ雅訓ニシテ趣意ノ有益ナルヲ要シ作文科ハ浮華高尚ノ文鄙猥迂遠ノ題ヲ避ケ」と指示がある。<sup>13</sup>「百合伝」には例えば「倚門売笑」すなわち妓女を指すような言葉があり、小・中学生が学ぶには不適切と見なされた箇所があったかもしれない。教科書によっては検定の際に文部省の担当者が修正意見を記した付箋が保存されているために、質が劣ると判断された作品や問題視された言葉を一部特定できる。<sup>15</sup>しかし、今回扱った作品はそうした手掛かりもなく、作品の質や表現上からの問題点を絞り込むことは困難であるため、内容面から削除理由を推定していくことにしたい。

当時の教科用図書については、「国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍教育上弊害アル書籍」を採用してはならないという規定があった。<sup>16</sup>大森正氏は、明治十三年の文部省による教科書調査時における「風俗ヲ紊乱スル」内容について、西洋の書物を翻訳した教科書の問題事項を分析し、「やはり欧米流の開放的積極的な恋愛の場面の記述、あるいは男女の色情を描写している記述、などの男女関係が問題にされているとみてよいだろう」と指摘する。<sup>17</sup>

「百合伝」にも、「百合と徳山某という男性との出会いと別れが描かれている。百合は訳あって都に流れ着いた徳山某を支え、やがて二人の間には娘が生まれた。家の跡目を継ぐために帰ることになった徳山は、百合を連れて江戸に戻ろうとする。しかし、百合は自分が一緒では徳山の将来に差し障りがあると固辞し、娘とともに京都に残ったというものである。大

森氏の指摘をふまえると、「百合伝」中の百合と徳山某とのくだりが、恋愛・色情に関わるとして不適切な教材と見なされた一因ではないだろうか。<sup>(18)</sup>

次に、安井息軒「義人纂書序」は、鍋田晶山が数十年にかけて収集した赤穂義士に関する資料をまとめた『義人纂書』に寄せた序文である<sup>(19)</sup>（原文は〈資料二〉を参照のこと）。序は万物を形成する気の働きを説く所から始まり、人々の心が奢侈に流れて気が衰え始めてきた元禄時代に、天が赤穂の義士たちをこの世に出したために気が勢いを取り戻したと述べ、義の尊さを教えた赤穂義士の記録をまとめ、天下の義士の気を鼓舞しようとする該書の意義を評価する。

「義人纂書序」の問題箇所の説明については、前述の『文部省示諭』に「其志タル忠孝ニ出ツト雖モ法令ニ背キ君父ノ為メニ復讐ノ挙ヲ為シ」という条項がある<sup>(20)</sup>。やや遡り明治六年二月七日には復讐禁止令（太政官布告第三十七号）が公布されており、復讐を行うことは法令によって禁じられていた<sup>(21)</sup>。ここに明らかなように、「義人纂書序」は、法に背き復讐の挙に出た赤穂義士を扱ったうえ、失われつつある彼らの事蹟をまとめることを評価しているために「国安ヲ妨害」する内容に該当した。

再刻の際に削られた林鶴梁「烈士喜剣碑」も赤穂義士を扱った作である（原文は〈資料三〉を参照のこと）。喜剣は、毎日妓楼で遊び惚け、一向に仇討ちをしようとしなない大石良雄を面罵したが、しばらくして大石達が吉良邸討ち入りを果たしたことを知ると、自らの不明を恥じて泉岳寺の義士の墓前にて切腹をしたという話が柱になっている<sup>(22)</sup>。この作品を採録した第三冊は初版では使用が認められていた。東條永胤編『近世名家文粹』初編三卷二編三卷（別所平七、明治十年三月―十二月）は、『調査済教科書表』小学校（第十七号、明治十六年十一月）及び中学校及師範学校（第四号、明治十六年十二月）において「採用シテ苦シカラサル分」とされた教科書であるが、その初編卷三に「烈士喜剣碑」を採っている。この作品を収めながらも認可を受けた理由は不明であるが、『再刻日本文章軌範』の出版時に削除されたのは、法を犯し復讐を行った赤穂義士に関する記述を含んだ所にあったと見ることができるといえる。

## 二 『今世名家文鈔』と『和漢文格評林』の問題点

月性編『今世名家文鈔』八巻は篠崎小竹（巻一・二）、斎藤拙堂（巻三・四）、阪井虎山（巻五・六）、野田笛浦（巻七・八）の文を収める。これは古典をそのまま用いた教科用図書であるが、学校教育の場で使う際に問題があると見なされた。『調査済教科書表』では刊年・出版者ともに「未詳」と記載されており、どの版のものを調査したかは分からない。<sup>24</sup> 中・師範学校の「読書」では、巻二・八のみが「採用スヘカラサル分」となり、それ以外の六冊は使用が認められた（第六号、明治十七年六月）。<sup>25</sup>

瀧川昇編纂、石川鴻斎序閲『纂註和漢文格評林』乾坤（辻本尚書堂、明治十七年三月）は、作文用のテキストであるため、語釈の他に文の構成や展開の仕方について一篇ごとに詳細な解説があり、文体別に一一八篇を収める。中・師範学校の「作文」で使用が認められたが（第九号、明治十八年一月）、表の欄外にやや横長の■印が付されている。<sup>26</sup> これは、「教授ノ際省クヘキ条項アルカ故ニ之ヲ採用セント欲スルトキハ特ニ伺出ヲ出ツヘシ」とあり、<sup>27</sup> 一部に不適切な内容があることが示されている。

この二点については改訂版が出ていないため、改訂の前と後との比較はできないが、『日本文章軌範』で削除された教材と先行研究をふまえながら問題点を検討してみたい。

まず注意を引くのは、二点ともに赤穂義士関連の教材を収めていることである。『今世名家文鈔』巻二に、篠崎小竹の「書義人録後」が採られている（原文は〈資料四〉を参照のこと）。「義人録」は、室鳩巢『赤穂義人録』を指す。<sup>28</sup> 文中には、「大石氏は法を犯して、主君の怨みをはらした。忠と言って良い」。「法がもしも義をさまたげるのであれば、君子はそれを犯すこともやむを得ない」などの一節が見える。<sup>29</sup> 義のためにならば法令に背くことも容認するような表現を含み、作品

自体も赤穂義士を称賛するものであるため、問題視されたことが窺える。

『纂註和漢文格評林』には岡本晤叟（教科書では晤叟とする）の「書義人録後」が採られている（原文は〈資料五〉を参照のこと）。文中には「赤穂の諸士は心をすり減らし身を酷使し、その忠義の心は人々を感動させた。志はすでに遂げたが、天の裁きに従ったことを哀しむ<sup>30</sup>」と、切腹を命じられた赤穂の義士に同情的な一文も見える。赤穂義士を扱い、かつ否定もしていない教材は不認可の要因の一つとなった可能性が極めて高い。

次に、大森正氏は「国安ヲ妨害スル」内容として革命を肯定する記述も危険視されたことを指摘している<sup>31</sup>。不認可を受けた『今世名家文鈔』巻八には、殷周革命を扱った野田笛浦の「周公東征論」が収められている（原文は〈資料六〉を参照のこと）。文中には「周に従った者は、ただ殷の紂の暴挙を嫌っただけである。民が嫌悪したのは紂であり殷ではない。今彼らの嫌悪した者を除いたのだ<sup>32</sup>」といった、暴君は排除して構わないとも取れる箇所がある。この作品も体制を覆して革命を容認するものとして、問題視されたのではないだろうか。

傍証として、一部不採用となった小川亮・味岡正義編纂、高原徹也校正『仮名挿入和漢名家文章軌範』上中下巻（内藤伝右衛門、明治十三年十月）を見てみたい。これは全巻漢字交文の小学校の作文科用の教科書であり、平易な作品一三四篇を文体別に収録する。本文中には頭注等はなく巻末に「字解」を載せる。巻上・下の二冊が不採用となり、紀行文等の無難な教材を多く収めた巻中のみが認可を受けた（第二十二号、明治十七年八月<sup>34</sup>）。ただし、誤字が多いために使用の際に注意を要することを示す▲印がつけられており、条件つきでの認可である。

殷周革命に関連するものとしては、巻上（本文の巻数は巻之一）に安積良斎「伯夷論」が採られている<sup>35</sup>。文中には「殷紂暴虐ニシテ以テ之ヲ討ス天下其レ孰カ驩欣鼓舞シテ之ヲ感戴セサラン」と暴虐であったとしても君主が討伐されたことを民が喜ぶという記述がある。また、「武王ノ挙ノ若キハ無道ヲ誅シテ以天下ヲ救フ之ヲ聖人ニアラズト謂フハ不可ナリ<sup>36</sup>」と、紂王を討伐して天下を救った武王を称賛する箇所もある。一篇の主旨は、むしろ武王を諫めた伯夷のほうをより徳が高いと

称賛するのであるが、暴君は討伐すべきであるという表現自体が問題になったのである。不採用となったこの『仮名挿入和漢名家文章軌範』にも殷周革命に言及した教材を収めている所から、『今世名家文鈔』巻八では、「周公東征論」も「国安ヲ妨害」する内容に該当したと考えられる。

### 三 不適切教材のその後

前述の教材のうち、採用に関わる問題を含んでいたことが確実な『日本文章軌範』の「百合伝」「義人纂書序」「烈士喜剣碑」について、明治から昭和初期までの採録状況を整理し、『調査済教科書表』での文部省による教科書調査の特徴を明らかにしたい。調査範囲は「はじめに」で述べたように、明治から昭和初期までの小・中学校の教科書である。基本的には中学校用の教科書を主とするが、明治十八年までは小学校用と小・中兼用の教科書をも含めた。

「百合伝」はあくまでも調査範囲のなかでは、『日本文章軌範』の他には中村鼎五撰『日本漢文学読本』巻三（中島精一・目黒甚七、明治二十六年一月）のみが採録している。この教科書は検定を通過していないので、現場で使用された可能性は極めて低い。<sup>37</sup>「義人纂書序」は、普通教育研究会編纂、依田百川校閲『新撰中学漢文読本』巻五（水野慶次郎、明治三十四年二月）とその訂正再版（明治三十四年十二月刊・明治三十五年一月二十四日検定済）及び普通教育研究会編、日下寛校閲『三訂中学漢文読本』巻四（水野慶次郎、明治四十四年十一月）とその訂正再版（明治四十五年二月・同年三月一日検定済）に採録された。この二篇はいずれも採録数は少なく、教科書の編者達にとっても小・中学生には不向きな作品と見なされていたことが分かり、『調査済教科書表』当時の判断が必ずしも不当なものばかりではなかったことを示している。

それに比べ、林鶴梁「烈士喜剣碑」は明治から昭和初期まで通してみると合計一一五種、全体の三六%の教科書が採録した。一旦は削除された教材であるが、「百合伝」等とは違って戦前の代表的な教材の一つになった。採用が認められた教科

書は、『調査済教科書表』においては前述の通り『近世名家文粹』のみが採録した。検定制度開始後については、論文末に付した〈「烈士喜剣碑」採録教科書一覧〉を参照されたい。ほぼ十年ごとに、認可を受けた「烈士喜剣碑」の採録数の割合を示すと、明治十年代…〇・九％／明治二十年代…二二％／明治三十年代…四二％／明治四十年—大正七年…二九％／大正八年—昭和五年…六五％という割合になる。ここでは明治十年代と大正八年から昭和五年までの採録数の差に注目したい。明治十年代では認可を受けた教科書全体の一割程度であったが、徐々に数を増やし、大正後期から昭和五年までにかけては六割強の検定済教科書が採録するまでになった。この差を生み出した原因はどこにあるのだろうか。

明治から終戦までの中学校用の漢文教科書における忠孝教材については、石毛慎一氏の詳細な研究がある。氏は忠の対象を「天皇への忠」、「国家に対する忠」、「家の主君や藩主」への忠、「將軍や徳川家に対する忠」と分類する<sup>(38)</sup>。赤穂義士関係は三番目の「家の主君や藩主」への忠に相当する。氏は忠臣蔵をテーマとした教材の例として、「詠四十七士」「赤穂義士」「泉岳寺」「大石良雄」「父子殉国」を挙げ、これらの教材が「明治末期から教科書に現れ、大正期には余り採用されなかったようであるが、昭和六年になると再び採用が顕著になる」と指摘する<sup>(39)</sup>。「烈士喜剣碑」も明治三十年代から比較的採録数を増やし始め、昭和に入ってからかなりの教科書に採られており、この指摘とほぼ一致する。氏は昭和六年に顕著になったと述べるが、「烈士喜剣碑」の採録状況から見ると、その前兆は数年前から現れていたと言える。

近代日本における赤穂事件の評価の変遷については、宮澤誠一氏が論じている<sup>(40)</sup>。以下は氏の論考をもとに、明治から昭和初期までのアカデミズムの場と教科書において赤穂義士がいかに扱われてきたかを見ておきたい。アカデミズムの場においては、明治初年は自由な論争が行われていたが、大日本帝国憲法が公布される明治二十年代以降は、「重野安繹の『赤穂義士実話』以来、忠君愛国と結びついた国家主義的な「義士」観に立って、近代史学の実証的な研究が進展していった<sup>(41)</sup>」。

学校教育の場では、明治初期に復讐禁止令が出たため、修身科の教科書に載せる訳にはいかなかったが、歴史と国語の教科書では扱うことができた。歴史の教科書では、明治三十五年ごろに突然姿を消したが、「日露戦争後の「忠君愛国」的国

家意識の高揚の中で、民間の保守的な知識層を中心にして、「赤穂義士」の登場を願う声が次第に強まってくる<sup>(42)</sup>。そして、大正になって大正デモクラシーへの対抗意識から、「大石良雄」という項目で赤穂事件が再び歴史の教科書に姿を現した。小学校の歴史の教科書においては、大正十年に国定の国史教科書にはじめて「大石良雄」という文が載ることになった(文部省『尋常小学国史』下巻、文部省、大正十年十二月)<sup>(43)</sup>。国定の国語の教科書では、『尋常小学読本』巻十二(文部省、明治四十三年二月)に「烈士喜剣」という一文を収めている。これは、編者の一人である芳賀矢一が赤穂義士をもとに日露戦争後に忠君愛国の精神を説いたことが関わっていると宮澤氏は指摘する<sup>(44)</sup>。

このように、「烈士喜剣碑」が昭和初期に向けて採録数を次第に増やしていったのは、民間での歴史研究から、文部省による国定教科書まで、赤穂義士を国民の忠孝の道德的な模範として重視し始めたことが背景にある。明治十年代においては、自由民権運動への対策など、社会秩序の安定が最優先されたために、たとえ忠義に厚くても法に背いた義士を肯定する「義人纂書序」「烈士喜剣碑」のような教材は問題視され、教科書の不採用の理由ともなった。しかし、明治三十年代から、「忠君愛国」の道德教育に適しているとして、赤穂義士関連の教材が歴史や国語の教科書において再び扱われ、漢文教科書においても採録数が増えた。議論を中心とした「義人纂書序」よりも、架空の人物ではあるが忠義に生きた人間の姿を通じて忠孝の精神を学ばせることに適した「烈士喜剣碑」のほうは、昭和初期に至って定番教材の一つとなった。この作品の採録状況は、採用・不採用の基準の変化をよく表し、さらに、漢文が時代に求められたものの一端をも物語っている。

## おわりに

小論では、修身教科書等の調査状況をふまえながら、『調査済教科書表』において不採用となった漢文教科書の教材の問題点について、恋愛に関する記述、赤穂義士関連教材に見る復讐に関する記述、殷周革命等の革命を容認する記述が該当す

ると結論づけた。また、「烈士喜劍碑」の採録状況からは、時代による基準の変化を明らかにした。

「烈士喜劍碑」を多くの編者が採録したのは、徳育に資するばかりではなく、何よりも模範となりうる名文であったためであろう。しかし、優れた文章であっても、明治十年代には復讐という内容が問題となった。『日本文章軌範』が文字や訓点の訂正をせずに、教材の入れ替えのみによって認可を受けていることから見ても、『調査済教科書表』が発行されていた期間においては、主に教材の内容面の調査に重きが置かれていたと言えるのではないだろうか。

今回触れることのできなかつた『調査済教科書表』において「採用シテ苦シカラサル分」となった漢文用教科書の構成や、明治十年代に編まれた漢文教科書をもとにした検定制初期の状況等については別稿にて述べる予定である。文部省による教科書調査や検定制と漢文教科書との関係については、教材編成を決める様々な要因に注意をしながら今後も調査を進めていきたい。

注

- (1) 拙稿「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』十号、中国近現代文化研究会、二〇〇九年三月。
- (2) 以上の内容については主に次の文献を参考にした。文部省『学制百年史』帝国地方行政会、一九七二年九月／中村紀久二①『検定済教科用図書表 解題』教科書研究資料文献第三集の二、芳文閣復刻、一九八五年十二月／同②『調査済教科書表 解題』『調査済教科書表』教科書研究資料文献第二集、芳文閣復刻、一九八五年一月／梶山雅史「近代日本教科書史研究―明治期検定制の成立と崩壊」ミネルヴァ書房、一九八八年二月／稲岡勝「明治検定期の教科書出版と金港堂の経営」『東京都立中央図書館研究紀要』第二十四号、東京都立中央図書館、一九九三年／長谷川滋成「漢文教育史研究」青葉図書、一九八四年十二月／吉原英夫「教育課程史における漢文」『札幌国語教育研究』十一、北海道教育大学札幌校国語科教育学研究室、二〇〇五年九月／石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社、二〇〇九年二月。
- (3) 大森正「明治13年の文部省地方学務局による教科書調査に関する考察」『東京教育大学教育学研究集録』第十一集、東京教育大学大学院教育学研究科、一九七二年三月。
- (4) 国次太郎「検定制の成立と算術教科書」『佐賀大学教育学部研究論文集』第二十四集(Ⅱ)、佐賀大学教育学部、一九七六年八月。
- (5) 竹田進吾「近代日本における文部省の小学校歴史教科書統制に関する基礎的考察―「調査済教科書表期」から検定期初期の分析―」『東

- 北大学大学院教育学研究科研究年報』第五十四集、東北大学大学院教育学研究科、二〇〇六年六月。さらに、近年までの『調査済教科書』の研究状況についても当該論文を参考にした。
- (6) 中村前掲注(2)②二十三―二十四頁。
- (7) 明治十四、五年頃の各地方で使用された漢文の教科書については、四方一瀾『中学校教則大綱』の基礎的研究(粹出版社、二〇〇四年一月、三三三―四〇三頁)を参照のこと。
- (8) 石川鴻斎の事蹟については、ロバート・キャンベル氏の以下の論考を参考にした。「東京鳳文館の歳月(上)」『江戸文学』十五号、ペリかん社、一九九六年五月／「東京鳳文館の歳月(下)」『江戸文学』十六号、ペリかん社、一九九六年十月／「復興期明治漢文の移ろい―出版社鳳文館が志向したもの―」『文学』第七卷第四号、岩波書店、一九九六年／「在野十年代の視程―儒者・石川鴻斎年譜稿抄―」、国文学研究資料館編『明治開化期と文学』臨川書店、一九九八年三月。／「夜窓鬼談」執筆の前後、池澤一郎ほか校注『漢文小説集』新日本古典文学大系明治篇3、岩波書店、二〇〇五年八月。
- (9) 『調査済教科書表』は、復刻版(『調査済教科書表』教科書研究資料文献第二集、芳文閣復刻、一九八五年一月)を使用した。引用は十九頁、一八三頁(復刻版の頁数。以下同じ)。
- (10) 注(9)、一〇一頁、一九七頁。
- (11) 注(9)、一一八頁、二〇五頁。なお、『調査済教科書表』の「出版年月」には「未詳」とある。
- (12) 『文部省示論』「教科用図書及器械・選択及検査等」、文部省、一八八二年。『学事諮問会と文部省示論』教育史資料1(国立教育研究所、一九七九年三月)所収のものを使用した。引用箇所は八十頁(当該資料の頁数。以下同じ)。なお、『文部省示論』については、当該資料所収の佐藤秀夫「解題」及び中村前掲注(2)②(二十一―二十三頁)を参考にした。
- (13) 注(12)七十九頁。
- (14) 『日本文章軌範』第二冊(稲田佐吉、一八七九年六月)、伝四丁表。
- (15) 拙稿前掲注(1)を参照のこと。
- (16) 『文部省達』第二十一号、一八八〇年十二月十八日。『官令全書』第八編・明治十三年(梶原虎三郎、一八八一年四月)、文部省達之部十一丁裏。
- (17) 注(3)、六十二頁。
- (18) 「百合伝」の本文は頼山陽『山陽遺稿』卷三(山本重助、一八七九年六月)を参照した。作品を読む上では主に次の文献を参考にした。森銚三「池大雅」「大雅遺聞」『森銚三著作集』第三卷人物篇三、中央公論社、一九七一年三月／森敬三『近世女流歌人の研究』素人社書屋、一九三五年二月。近世和歌研究書要集第四卷(クレス出版、二〇〇五年十一月)所収のものを使用。／藤田徳太郎「祇園の三才女」、今井邦子編『日本女流文学評論』越後屋書房、一九四三年五月／會田範治『近世女流文人伝』明治書院、一九六一年七月改訂増補／野々村勝英「祇園の三才女」、吉田精一編『日本女流文学史』近世近代篇、同文書院、一九六九年三月。

- (19) 「義人纂書序」の本文は『赤穂義士纂書』（国書刊行会、一九一〇—一九一一年）を参照した。なお復刻版に『赤穂義士資料大成』三卷（日本シエル出版、一九七五年七月—一九七六年一月）がある。
- (20) 注(13)に同じ。
- (21) 復讐禁止令と赤穂事件への評価の関わりについては、宮澤誠一『近代日本と「忠臣蔵」幻想』（青木書店、二〇〇一年一月、三十一—三十二頁）を参考にした。
- (22) 「烈士喜剣碑」の本文は、林鶴梁『鶴梁文鈔』第三冊（林圭次、一八八〇年十二月）を参照した。その解釈には、内田泉之助『明解日本漢詩文』（明治書院、一九六八年二月）の訳注を参考にした。
- (23) 小学校（第十七号、明治十六年十一月）、一一八頁。中学校及師範学校（第四号、明治十六年十二月）、二〇五頁。
- (24) 『今世名家文鈔』の版本については、蔵本朋依『今世名家文鈔』の出版過程—僧月性顕彰会所蔵月性来簡群にみる』（『国文学攷』一六四号、広島大学国語国文学会、一九九九年十二月）を参考にした。
- (25) 注(9) 二一五頁、二二七頁。
- (26) 注(9) 一三六頁。
- (27) 注(9) 『調査済教科書表』小学校教科書第九号「凡例」。
- (28) 室鳩巢『赤穂義人録』（秋田屋市兵衛等、一八六八年序）を参照した。篠崎小竹「書義人録」を収める。
- (29) 「大石氏乃犯法而遂君之忿。謂忠猶可」「法若害義。君子或不得不犯焉」。『今世名家文鈔』卷二、河内屋忠七ほか、四丁表。
- (30) 「余嘗哀赤穂諸士焦思勞身精感人、志已遂而天討從之也」。『纂註和漢文格評林』卷下、六十七丁裏。
- (31) 注(3)、六十一—六十四頁。
- (32) 「其婦周者。特厭殷紂之暴而然也耳。夫民之所厭紂也。非殷也。今其所厭者除矣」。注(29) 卷八、四丁表。
- (33) 注(9) 一六一頁。
- (34) 注(9) 一五四頁。
- (35) 原文は、安積良斎『良斎文略』続卷二（須原屋源助ほか、一八五三年）を参照した。
- (36) いずれも『和漢文格評林』卷之一、七十六丁裏。
- (37) 『日本漢文学読本』の不認可の理由については拙稿前掲注(1)を参照のこと。ただし「百合伝」には特別な修正意見は記されていない。
- (38) 石毛前掲注(2) 一四五—一四六頁。
- (39) 石毛前掲注(2) 一四六頁。
- (40) 宮澤誠一『赤穂浪士—紡ぎ出される忠臣蔵』（三省堂、一九九九年四月）及び注(21)を参考にした。
- (41) 注(21) 一〇五頁。

(42) 注(40) 二二九頁。

(43) 注(40) 一〇五—一〇六頁。『尋常小学国史』は海後宗臣編『日本教科書大系・近代篇』第十九卷(講談社、一九六三年三月)に収録。なお「大石良雄」については、佐藤忠雄『忠臣蔵―意地の系譜』(朝日出版社、一九七六年十二月、一〇一—一〇七頁)を参考にした。

明治から戦中までの歴史教科書における忠臣蔵の扱いについては、山中恒「戦中「忠臣蔵」教育」(『歴史読本』三十三卷第一号、新人物往来社、一九八八年一月)を参考にした。

(44) 注(40) 八六—八七頁。『尋常小学読本』は『日本教科書大系・近代篇』第七卷(講談社、一九六三年一月)に収録。

〔付記〕本稿は、第一回中国近現代文化研究会大会(二〇〇九年八月二十九日、大妻女子大学千代田キャンパス)での口頭発表「調査済教科書表」と漢文教科書」に加筆したものである。

〈資料〉

本稿で取り上げた主な作品の原文を掲げる。断句・段落分けは基本的に引用元の教科書に従ったが、一部追加した箇所がある。常用漢字に改め、注や圈点等は省略した。

〈資料一〉頼山陽「百合伝」

東山在京師、為最佳麗地、每到花時、綺羅雜選、糸肉嘔唾、墮珥遺簪、相望於選、而葛原最称歌吹之海焉。

外史氏曰、余誦慈鎮風葛蕭騷之詠、未嘗不歎今昔之異、又怪彼秀麗所鍾、豈無才貌俱秀增美山水者、而徒見粉黛成陣、衣香扇影、与霞彩相乱而已、蓋嘗聞之故老、葛原之歌樓舞榭、夾路而起者、四五十年前、未至如此、宝永中、有女子阿穀、作茶肆于祇園華表南側、喜作国詩、好事者、哀之曰穀葉集、阿穀養一女、曰百合、二女皆以才藻、名聞公卿間、冷泉黃門殊眷遇之、至召見之、而百合之事、最有足伝者、

百合者、不知何許人也、或曰、江戸人也、為人明慧、絃索鍼黹、一見輒解、既為阿穀所養、習其母所為、喜好吟咏、日著茜裙、捧茗供客、而偷閑輒手筆研、花香鳥語、随触入題、性不甚裝飾、而天姿娟秀潔白、淡粧常服、楚楚動人、過者無不留連、都下貴介豪富子弟、多屬意者、少年自喜者、或傅粉顧影、以求当其心、百合不顧也、百合有所素暉德山某者、為幕府士人子、爽俊人也、因事流寓都下、落魄不能自活、百合為之傾竭心力、因得不乏、如斯者有年、有孕、生一女、情好益厚、会德山氏、宗家嗣絶、族人議取某繼之、乃使使者齋書來迎、某乃欲与百合俱歸、百合辞曰、妾与郎君、綢繆十年、一旦萍離蓬断、極難為情耳、顧郎君昼錦、携婦人以旋、恐招人指目、某固要之曰、吾飄泊客土得不遺溝壑、以致有今日、皆因卿力、今一旦富貴、而遺棄糟糠、余不忍也、百合固辞曰、妾忝過愛、寧不踴躍欲從、所以不能奉命者、抑郎君承重宗祧、当選良聘儷、路傍花柳、何堪攀折、即奔從纏綿、不唯玷辱郎君、施及祖宗、妾深惧於心、饒使憐充側室、風波中起、牽累郎君、是亦妾所

逆憂也、妾日夜籌之熟矣、則一日之訣離、所以全十年之恩情、郎君珍重、妾生死自此辭矣、幸勿復以妾為念也、某不敢強、乃欲携所生女去、百合曰、郎君少壯、更伴新人、前途多福、不患無成行遠膝之樂矣、妾既辭郎君、誓不見他夫、獨守青燈、賴有此一塊肉、見此猶見郎君、并之附去、何以消日、某遂舍女而去、百合自是益自修潔、一意撫養其女、子母烝烝、相依為命、女稍長、又有才情、名曰阿町、百合常謂之曰、汝父士人也、汝珍惜其女兒身、勿自輕視也、常欲為得一佳婿、無適意者、有池生、又住葛原、売書畫為活、貧不自給、人皆易之、百合独心奇之、終以女与之、女又習其夫所為、頗解繪事、夫妻終日伸紙舐墨、以琴酒自娛、釜甌生塵、晏如也、百合視而喜曰、吾事畢矣、無幾何病死、後數十年、有一士人、自閩東來、問池生置其僕從而入、会生他適、独妻在、出応之門、士人問曰、夫人池君之室乎、妻曰、然、然則吾与夫、為同父異母兄弟、吾德山某之子也、吾欲与夫人相見久矣、山河阻絕、徒有神馳、今幸因公事來此、得遂宿志、請自今數相往來、以叙匪他之情耳、妻曰、妾亦聞此於亡母矣、然亡母誠妾、慎勿相通問、今雖荷厚意不敢違遺命矣、士人失意而去、池生後以書画成名、海内称大雅先生、先生之配玉蘭、与之齐名、人比之伯鸞之孟光、实為百合所生、百合有遺集、与穀葉並伝、余友奥道逸、獲百合自書散稿、其書灑落適逸、猶其人云、

外史氏曰、余数遊東山、東山僧月峰、為余語百合甚詳、余初知百合為才藻女子而已、焉知其有織有節、又具知人之鑑也、余視今之富兒俗漢、浮慕大雅之名、争購其筆墨、使此輩遇真大雅、当面錯過耳、誰如百合之識之於風塵中也、如百合者、可不謂奇女子哉、余恐後人以百合与今之倚門壳笑者、同年而語也、作百合伝、(石川鴻斎批撰『日本文章軌範』第二冊、稲田佐吉、明治十二年六月)

〔資料二〕安井息軒「義人纂書序」

天地之所以為天地、一元氣而已矣、是氣也、磅礴乎無垠之際、浩然以行、日月得之以明、山嶽得之以立、江海得之以流、凡有形之物、莫不資始焉、而於人最厚、其為物剛健正大、歷數万年之久、未嘗少耗、然不變以通之、其氣或有所餒、而天地万物之道、亦近乎熄矣、於是乎、蕩而為颶、激而為震、搏而為雷、結而為雹、自人言之、名為孽氣、而是氣之所以日新不已、乃存乎此、其於人世何独不然、若赤穂遺臣之拳、其亦當時之颶震雹矣乎、

嗚呼、建業百年、人漸趨奢靡、至貞元之際、海内恬嬉之俗已兆矣、於是乎、天出是人、振蕩一世將餒之氣、浩然復旺、至樵豎牧童、皆知義之可貴、而生之不足惜、至今百五十年、仰之如山斗、天下之言義者必考焉、豈非昭代二元氣耶、

然即有司者、何為誅之、曰、此衆議之所以紛興也、予試暢言之、赤穂侯之事、無足言者、不忍一朝之忿、挺刃於大朝饗賓之日、其為大不敬、百喙不能解、身死国亡、固其宜爾、夫其君死於法、而為之臣者、敢刺刃於其所讐視、是一法也、赦而不誅、不逞之徒、將藉以肆私憤、是自乱天下之法也、有司者安得而宥之、有司者不得而宥之、四十六士之罪定矣、而其義則有在焉、禍釀於彼、君死而彼存、彼雖不下手、亦猶親殺之、人臣之義、君辱則死之、況君死族放、社稷為墟、而我亦畏大憲而不報之、安在其為人臣哉、故決為而不疑、讐既復矣、可以死、而又不死、蓋謂我既犯天下之大憲、又自殺使有司失其刑、乃刺客任俠輩所為、罪之尤大者也、於是從容就囚、以待其死、故官亦待之以士礼、不反縛、不下于獄、優養五旬、然後賜死於四侯之邸、若曰、為士者固当如此、不宜貪生失其義、所以淬厲是義、而延國家千載之運也、上下相与之道、蓋尽於是矣、謂之昭代一元氣、非溢美也、

盤城鍋田翁年八十，卒然敲予廬，一揖乃曰，赤穗氏之事，先修噴有煩言，三善則竊以為義，嘗以數十年之力，網羅其逸事遺聞，勿論片楮零墨，乃至刀筭杯管之細，亦皆圖而取之，輯為正統四十卷，名曰義人纂書，請述予所見而序之，予悚然而起曰，有是哉翁之好義也，見其物而思其人，人之常情也，赤穗之事，益遠，其逸於記傳者，將漸就堙滅，今翁輯而存之，以鼓動海內義士之氣，宜矣，天祐翁以上壽，以終其事也，予雖無似，敢不贊成翁好義之心哉，乃拳平生所持論，以為之序，（同右）

〔資料三〕林鶴梁「烈士喜劍碑」

喜劍者，不詳何許人，或云，薩藩士，蓋奇節士也，元祿中，赤穗國除，大石良雄去在京師，時物論囂囂，言其有復讐之志，良雄患之，故佯歌舞遊行以滅人口，一日遊島原妓館，會喜劍亦來遊焉，喜劍素與良雄不相識，然窺希物論不虛，及聞其遊蕩不已，心甚不懌，乃招良雄同飲于一樓，以微言諷之，良雄不応，因更反復直言，良雄猶不応，笑言自若，無承服色，喜劍乃怒目大罵曰，汝真人面而獸心也，汝主死，汝國亡，汝為大臣，而不知報仇，非獸而何，余將獸待汝，於是展左脚，盛魚膾數臠于脚指頭，使良雄食之，良雄夷然俯首喫之，畢舐指頭余瀝，時良雄唾唾之笑聲，與喜劍叱叱之罵聲，喧然聞乎樓外矣，既而喜劍于役江戶，適聞赤穗人報讐事，問之則同謀四十六人，良雄其首也，喜劍愕然曰，吁，余死矣，夫余目獸視良雄，乃我目之罪也，余舌獸罵良雄，乃我舌之罪也，余足獸食良雄，乃我足之罪也，余心獸待良雄，乃我心之罪也，一身皆罪，吁，余死矣，於是托病歸國，公私了事，復來江戶，則良雄既與同謀之士，皆賜死，葬之江戶泉岳寺中，乃詣其墓，拜曰，我当面謝万罪于地下耳，乃拔刀屠腹而逝，有人又葬之其墓側，

夫喜劍氏，初之與良雄不相識，而希其有義舉，中之直言忠告，至罵而辱之，終之殺身明志，以謝其罪，雖非中行之士，其奇節可謂不恥古之俠者矣，中西伯基亦奇士也，恒喜談忠臣烈士事，喑喑不離口，嘗憾喜劍有此奇節，而世多不之知也，欲別建一石于泉岳寺，略紀事蹟，以示後人，乃齋費金若干來，徵文于余，余時年方二十七，未嘗作金石文字，固辭不可，乃約自今學文十年，而後草之，時余貧甚，伯基乃留其金，使余自救，爾來往再過二十余年，今則伯基年踰六秩，余亦五十余，皆頽然老矣，余乃為文出金致諸伯基，遂償兩債，嗟乎，喜劍之死，固奇矣，伯基此舉亦奇矣，獨恨余文不奇耳，（前掲『日本文章軌範』第三冊）

〔資料四〕篠崎小竹「書義人錄後」

余讀義人錄，或詰焉曰，義人之稱，吾子有取焉乎，曰，非独我取也，天下皆取焉，曰，府朝當饗賓之日，赤穗侯身任其職，以一朝之忿，弄兵殿中，非大不敬乎，官命自裁，沒其城邑，是侯身死于法也，侯家亡于法也，吉良氏創差，宦任如故，亦出官命，於法不可讐者，讐之為犯法矣，大石氏乃犯法而遂君之忿，謂忠猶可，謂義則吾惑焉，曰，法者有司之所執，義者君子之所行，法若害義，君子或不得不犯焉，觀其所犯，君子之義可見矣，且侯罪在殺官人乎，其人雖傷而不死，在弄兵殿中乎，雖大不敬，志不在叛逆也明矣，其刑宜止於自裁且削封，至於除邑滅家，則與叛逆謀殺主，無以異矣，而吉良氏無一言之詞，無一爵之削，為侯臣子者，以法藉口，去仕佗國，如秦人視越人肥瘠，如鳥之抃木而可乎哉，然大石氏社稷之臣也，非徇君於昏者，故官賜死於君，法也，哀而不敢怨焉，官收君城邑，法也，痛而不敢校焉，城邑既除，乃請立君弟存君祀，非若臧孫以防要君，非皆義乎，請既不聽，臣子離散矣，而彼讒慝貪婪，使我君身死家滅使，府朝法刻刑濫之人，晏然保妻子而有祿

位、大石氏惡得不糾率義故、一挙殺仇、以慰亡君冤魂於地下哉、故吉良氏果以創死乎、義士必不為此犯法之拳矣、為後之請得焉乎、義士必不為此犯法之拳矣、雪夜斫門、事出於不得止、戒其干楨、不驚四隣、血祭一哭、束身歸官、駢首就戮、是其所犯之法小、而所成之義大、我之仇首既獲、而朝之讒人亦除、臣子之心、於是而安、而當時天下之人快之、如遠客歸家、如久旱得雨、非義人而能如此乎、非特義也、以其好謀遂志、則稱之曰智、以其殺身成仁、則稱之曰仁、亦何不可、曰、所謂義士、於法為罪人、當時官既賜死、吾子不在其位而議其政、居下流而訕上、為義士則善矣、所自為則吾懼焉、曰、韓愈氏不言乎、法吏一斷於法、而學士得引絰而議、況當時某侯有濫刑之諫、雖不用、拳朝稱之、某侯稱此拳為國家盛事、其後官賜侯弟祿五百石、以存其祀、義士之骨肉、皆赦其流竄、而芸侯祿大石氏少子以千五百石、而官不問、近聞江戶人有謀立石頌其忠義者、官許之不詰、吾子其無懼我於法焉、（月性編『今世名家文鈔』卷二、河内屋忠七ほか）

〔資料五〕岡本晤叟「書義人錄後」

有情實可善、而其跡不可宥者、蓋不可宥者在法、有司執焉可善者在志、君子哀焉、哀焉者不可以為定訓、而執焉者万世不可易、令其可易、則奚以執為、令其可訓、則奚以哀為、嗚呼、道豈有並行不悖者歟、

余嘗哀赤穂諸士焦思勞身精忠感人、志已遂而天討從之也、夫民彝之不可廢既如彼、而天討之不可逃又如此、果有並行不悖者也、雖然向使諸士優游不斷靦顏以終身、則雖免天討、民彝其不殆於滅乎、万延元年、冬十二月望日、偶閱義人錄、因書其後、（瀧川昇編纂、石川鴻齋序閱『纂註和漢文格評林』卷上、辻本尚書堂、明治十七年三月）

〔資料六〕野田笛浦「周公東征論」

慮天下之患者、其処之以難、而不以易、以久而不以速、辨之必自弁、而不使人弁之也、以此処危、何危不安、以此処變、何變不濟、古之聖人処以難与久、而自弁者、必有慮天下之患者也、蓋其患有似大而小者、有似小而大者、似小而大者、聖人之所慮而常人之所忽也、是故千軍逼城、而上下高枕一夫構恨、而天下震動者、亦為此耳、武王崩、成王立、周公相之、而管叔蔡叔以武庚叛、周公東征二年、得管叔武庚而誅之、或曰、周公之征武庚可、其征二叔者、豈不其自忍之甚耶、不得已而任一丈人以征之、不猶愈於其自征者乎、曰、周公之視武庚二叔、其可畏甚於殷紂、而東征之難、不止十倍於牧野也、何則武王用西周之卒、一戎衣而有天下、周公擅天下之全力、破斧斨斨、至三年之久而後有成、蓋周之有天下、其所有者皆殷之民也、故民之於殷無日不思也、自湯以下七王之沢、淪浹民心者、閱六百歲、而周之沢及民者、不過十余歲也、民心之於殷周、其淺深如何也、民之思殷如此、而其歸周者、特厭殷紂之暴而然也耳、夫民之所厭紂也、非殷也、今其所厭者除矣、不能不復思殷也矣、有奴於此、受主家此恩有日、一旦暴主出、虐使如仇、捶擊幾死、有隣人不忍見之、斃其主而救之、方是時、奴知有新主而已、及事夷身安、顧思平日、欲去新而就旧、是奴之情也、頑民之思殷、亦猶此耳、周公立法鎮靖頑民、論以天命、潛銷其反側之情、而尚不能使之不思殷矣、而武庚管蔡亦一大姦雄、其術足以傾危一時者、況殷家之宗室、赫赫之列侯、而以義兵為名投之於頑民思殷之心、則一雄倡之、而四海土崩不可收拾也、繇是觀之、武庚二叔之事、天下大患之所由起也、其可畏豈不甚於殷紂乎、周公有深慮於此、故其処之以難、而不可以易、以久而不可以速、必自弁而不使人弁之也、是所以忍之於不忍、變其至危、而措之於至安也、故曰、東征之難不止十倍於牧野也、則其烈亦豈特十倍於武王

而已哉、設使周公如或者之言、則成王死於叛逆之手、而周家八百年之天下亦止于十余歲而已耳、嗚呼、是豈常人之所能慮也哉、（前掲『今世名家文鈔』卷八）

〈 「烈士喜剣碑」採録教科書一覧 〉

編著者	教科書	出版者	刊年	検定年月日
馬場健編	本朝名家文範巻之下	松村九兵衛	明 20.8 訂正再版	明 20.8.20
秋山四郎編	中学漢文読本巻之三	金港堂書籍	明 29.8 訂正再版	明 29.8.17
深井鑑一郎編	撰定中学漢文巻三	吉川半七	明 31.7 訂正再版	明 31.12.20
重野安繹 竹邨鍛同纂	新撰漢文講本巻三	富山房	明 32.4	明 32.7.10
興文社編	訂正新定漢文巻之二	興文社	明 33.7 訂正再版	明 33.12.5
秋山四郎編	第一訂正中学漢文読本巻之四	金港堂書籍	明 34.3 訂正再版	明 34.3.25
国語漢文研究会編	中等漢文読本巻五	明治書院	明 34.3 訂正 4 版	明 34.3.25
笹川種郎編	中等漢文新読本巻四	大日本図書	明 34.3 訂正再版	明 34.3.27
三島毅 井上寛編	中等教科新体漢文読本巻五	大倉書店	明 34.3 訂正再版	明 34.4.12
深井鑑一郎編	刪修撰定中学漢文巻三	吉川半七	明 34.5 刪修訂正 6 版	明 34.6.11
依田百川校閲 普通教育研究会編	新撰中学漢文読本巻五	水野慶次郎	明 34.12 訂正再版	明 35.1.24
秋山四郎編	漢文教科書巻之三	金港堂書籍	明 35.3 訂正再版	明 35.3.11
国語漢文同志会編	中等漢文読本巻五	六盟館	明 35.3 訂正再版	明 35.3.25
国語漢文研究会編	中等漢文読本巻五	明治書院	明 34.7 訂正 8 版	明 35.11.28
飯田御世吉郎 塩井正男共編	漢文新読本巻之四	普及舎	明 35.12 訂正 3 版	明 36.2.3
国語漢文研究会編	中等漢文教科書巻三	明治書院	明 36.2 訂正再版	明 36.3.2
宮本正貫編	中学漢文教科書巻三	小林義則	明 36.4 訂正再版	明 36.4.4
依田百川校閲 普通教育研究会編	改訂中学漢文読本巻三	水野慶次郎	明 36.4 訂正再版	明 36.4.10
三省堂編輯所纂	中等国語漢文読本巻十二	三省堂	明 37.2 修正再版	明 37.2.4
簡野道明校 国語漢文研究会編	新編漢文教科書巻三	明治書院	明 38.1 訂正再版	明 38.2.2
国語漢文専攻会編	新撰漢文教科書巻三	内田老鶴圃	明 38.1 訂正再版	明 38.2.10
服部宇之吉校 法貴慶次郎編	漢文読本巻三	元元堂書房	明 38.5 訂正再版	明 38.5.16
服部宇之吉校 法貴慶次郎編	改訂漢文読本巻三	元元堂書房	明 39.1 修正再版	明 39.1.19
土岐政孝編	中等漢文教科書巻三	興文社	明 39.2 訂正再版	明 39.2.24
鈴木静ほか編	中学漢文巻四	目黒書店	明 38.8 訂正再版	明 39.3.10
簡野道明校訂 国語漢文研究会編	改訂新編漢文教科書巻三	明治書院	明 40.2 改訂再版	明 40.2.4
土岐政孝編	改訂中等漢文教科書巻三	興文社	明 41.2 訂正 4 版	明 41.2.14

編著者	教科書	出版者	刊年	検定年月日
服部宇之吉編	漢文新読本卷三	明治図書	明 42.1 訂正再版	明 42.2.4
宇野哲人編	訂正新撰漢文読本卷三	学海指針社	明 44.2 訂正 4 版	明 44.2.20
元元堂書房編輯所編	中等教科新撰漢文卷三	元元堂書房	明 44.2 訂正再版	明 44.2.22
秋山四郎編	新編漢文読本卷之三	金港堂書籍	明 45.2 訂正再版	明 45.2.21
島田鈞一編	中学漢文読本卷三	共益商社	明 45.3 訂正再版	明 45.3.15
井上哲次郎編	中学漢文教科書卷三	光風館	大 3.1 訂正再版	大 3.1.8
井上哲次郎編	中学漢文教科書卷三	光風館	大 5.3 修正 3 版	大 3.1.8
簡野道明編	修訂新編漢文読本卷三	明治書院	大 6.1 修訂再版	大 6.1.22
井上哲次郎編	中学漢文教科書卷三	光風館	大 6.1 修正 4 版	大 6.1.31
遠藤隆吉編	中等教育漢文教科書卷三	国民書院	大 5.12 修正版	大 6.3.9
青木晦藏編	重修中等漢文読本卷三	啓成社	大 7.12 重修 12 版	大 7.12.26
林泰輔編	中等漢文教科書卷三	三省堂	大 10.1 修正再版	大 10.1.31
服部宇之吉編	漢文新読本卷三	富山房	大 14.2 訂正再版	大 14.2.6
簡野道明編	新修漢文卷三	明治書院	大 15.2 訂正再版	大 15.2.18
塩谷温編	改定漢文新編卷三	弘道館	大 15.2 訂正 4 版	大 15.2.22
遠藤隆吉編	中等漢文読本卷三	帝国書院	大 14.10	大 15.3.9
広島高等師範学校 漢学会編	漢文教科書卷三	六盟館	昭 2.1 訂正再版	昭 2.2.18
佐久節編	新撰中等漢文卷三	至文堂	昭 2.10 訂正再版	昭 2.10.27
服部宇之吉編	改訂漢文新読本卷三	富山房	昭 3.1 改訂再版	昭 3.2.9
安藤円秀編	新編漢文卷二	開成館	昭 4.12 訂正再版	昭 5.1.16
鈴木虎雄編	中等漢文卷三	富山房	昭 5.2 訂正再版	昭 5.2.10
簡野道明編	新修漢文第二版卷三	明治書院	昭 5.11 訂正版	昭 5.11.21